

徳島県告示第四百七十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、令和元年十一月五日から同月十九日までの間、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

令和元年十一月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
森下 正一	阿南市那賀川町三粟 二五番地	阿南市那賀川町大京 原一三五四番ほか二 筆	九、七七〇・〇〇
有限会社阿南農業サ ービス	同 上福 井橋本一番地四	同 上福 井下ノ川一七九番ほ か十二筆	一六、四八九・三〇
島村 幸一	同 新野町海老川 三三一番地一	同 新野町重友二 三五番ほか五筆	三、九二一・〇〇

二 申請年月日

令和元年十月十七日

三 縦覧場所

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課及び徳島県南部総合県民局阿南庁舎

四 意見書の提出先

〒七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課農地活用担当

電話〇八八 六二一 二四二六